

陸運と安全衛生

毎日通るルートでも 気付かぬ危険がそこかしこ

気を引き締めて安全運転

陸災防 令和7年度安全衛生標語 交通部門優秀作品

2025

9

No.680



温泉記号発祥の地「磯部温泉」 (観光ぐんま写真館提供)

- ・全国労働衛生週間を迎えるに当たって
- ・令和7年上半期における労働災害の発生状況

令和7年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって (1)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 佐々木孝治

令和7年上半期における労働災害の発生状況について (4)

【熱中症対策シリーズ】

熱中症を防ごう！（陸運業の対策） (6)

陸運業における災害事例・特徴とその対策(2)

安全

【厚生労働省】

長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果について (9)

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和6年の監督指導、送検の状況について (10)

【災害事例とその対策】

荷の上部の作業では適切な墜落防止対策と取付設備の確認を!! (35)

労働災害発生状況(令和7年速報) (36)

健康

【連載】知っておきたい腰痛の知識と対策

第2回 知っておきたい“ぎっくり腰”と“ヘルニア”の知識 (13)

テーラーメイド腰のクリニック (TMBC) 院長 松平 浩

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2025

「加齢」への気づきと心身の健康法、その3 セロトニンが減っている!! (17)

精神科医 夏目 誠

【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (32)

陸災防情報

小企業無災害記録表彰／小企業無災害記録証交付 (20)

【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各地で競技大会が開催されています (22)

第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬のご案内 (25)

【図書改訂のお知らせ】

はい作業主任者技能講習テキスト「はい作業安全必携」改訂のお知らせ (26)

【図書改訂のお知らせ】

「フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト」改訂のお知らせ (26)

陸運業の安全衛生管理実務担当者研修のご案内 (27)

荷役作業安全ガイドライン説明会 受講者アンケート結果 (28)

荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）のご案内 (30)

荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内 (31)

安全ポスター No.87のご案内 (34)

陸災防の動き (36)

熱中症予防ポスターのご案内 (38)

関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】全国労働衛生週間／職場の健康診断実施強化月間 (2)

【環境省】PCBに汚染されている機器は、令和9年3月末までに処分することが義務付けられています (21)

【厚生労働省】令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中! (24)

【厚生労働省】「働き方改革」新PR動画「くらし、はたらき、もっとススめ!」を公開 (26)

【陸災防協賛の安全運動】秋の全国交通安全運動 (34)

令和7年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 佐々木孝治

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進展により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しており、業務上疾病は腰痛や熱中症などの発生が増加傾向にあります。また、化学物質管理については、令和6年度から本格施行された化学物質の自律的管理制度の定着・推進に向けた取組が必要となっています。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理・化学物質管理はもとより、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進、治療と仕事の両立支援が重要です。

特に、労働者の心の健康に関する現状については、精神障害の労災支給決定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、事業者による職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が求められます。

こうした状況を踏まえ、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられました（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。その施行に際しては、小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、国においても、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルを作成するとともに、高ストレス者への医師による面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体

制拡充等の支援策を講じていくこととしています。

これに加え、改正法では、化学物質の危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（施行日は公布後5



年以内に政令で定める日）、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること（施行日は令和8年10月1日）等も新たに規定されました。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされました（施行日は令和8年4月1日）。

職場における熱中症については、死亡者数が3年連続で30人以上となっている状況等を踏まえ、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これら体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、本年6月1日に施行されたところです。

このように、労働を取り巻く情勢が変化する中、一人ひとりがその人らしく働ける環境づくりは重要であり、労働衛生行政に求められる役割は広がりを見せています。

今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、10月1日から7日までの1週間にわたって全国労働衛生週間を展開してまいります。各事業場におかれては、これを機に、上記の重点的に取り組むべき事項を含めて、職場の労働衛生対策についての総点検を行っていただくとともに、自主的な労働衛生活動の定着のための様々な取組を進めていただくようお願いいたします。

【厚生労働省からのお知らせ】

全国労働衛生週間

期 間 10月1日～7日

準備期間 9月1日～30日

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、様々な取組を展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60242.html

職場の健康診断実施強化月間

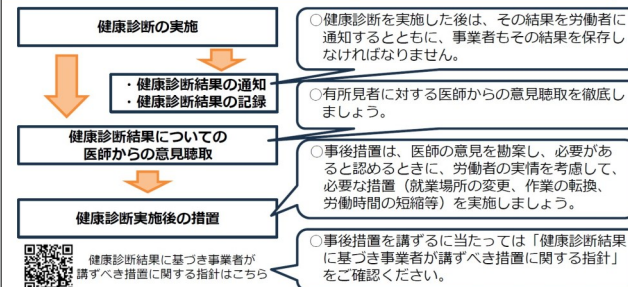
期 間 9月1日～9月30日

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コーポヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりに効果的・効率的に実行すること。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

本月間では、事業者の皆様に、自身の事業場における健康診断にかかる取組状況等の確認及び適切な実施を行っていただけるよう、協力依頼をしております。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62293.html

令和7年上半期における 陸運業の労働災害発生状況について

死傷災害、死亡災害ともに前年より減少

令和7年上半期（1～6月期）における労働災害発生状況（速報値）

死傷災害 6,456人（対前年同期比 －402人 5.9%減少）
死亡災害 34人（対前年同期比 －8人 19.0%減少）

1 死傷災害は402人の減少

令和元年以降の各年上半期における死傷災害の発生状況は、表1のとおりです。

表1 陸運業における死傷災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	死傷災害	対R4年比	各年確定値
令和元年	6,054人	—	15,382人
令和2年	6,351人	—	15,669人
令和3年	6,907人	—	16,355人
令和4年	6,981人	100.0%	16,580人
令和5年	6,693人	95.8%	16,215人
令和6年	6,858人	98.2%	16,292人
令和7年	6,456人	92.5%	—

※対R4年比は、第14次労働災害防止計画の基準年である令和4年との比較です。（表3の死亡災害も同じ。）

令和7年上半期の死傷災害は、令和6年上半期に比べて402人減少しました。令和6年は前年同期より増加し災害が増加傾向に転じていましたので、近年は増減の波が続いています。

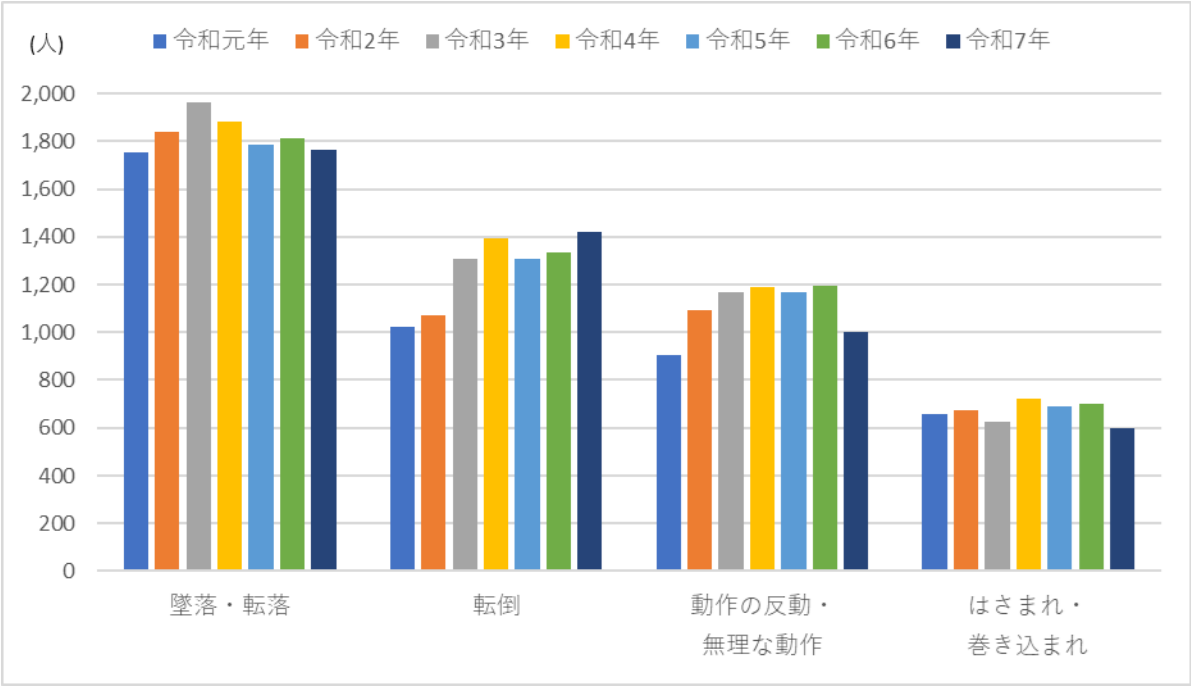
次に事故の型別の状況について見てみます。

陸運業において多くの死傷災害が発生している上位4つの事故の型別の発生状況は、表2、図1のとおりとなっています。

表2 陸運業における事故の型別死傷災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	墜落・転落	転倒	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ
令和元年	1,753人	1,025人	904人	655人
令和2年	1,839人	1,070人	1,090人	673人
令和3年	1,965人	1,307人	1,170人	627人
令和4年	1,882人	1,390人	1,189人	723人
令和5年	1,785人	1,307人	1,169人	690人
令和6年	1,813人	1,335人	1,197人	699人
令和7年	1,762人	1,422人	1,001人	597人

図1 陸運業における事故の型別死傷災害の推移（1～6月期速報値）



「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」については前年同期より減少しています。一方、近年増加傾向が続いている「転倒」による災害は1,422人（前年比87人増加）と高い状況となっています。

2 死亡災害は8人の減少

令和元年以降の各年上半期における死亡災害の発生状況は、表3のとおりです。

表3 陸運業における死亡災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	死亡災害	対R4年比	各年確定値
令和元年	37人	—	101人
令和2年	33人	—	86人
令和3年	43人	—	89人
令和4年	33人	100.0%	90人
令和5年	46人	139.4%	110人
令和6年	42人	127.3%	108人
令和7年	34人	103.0%	—

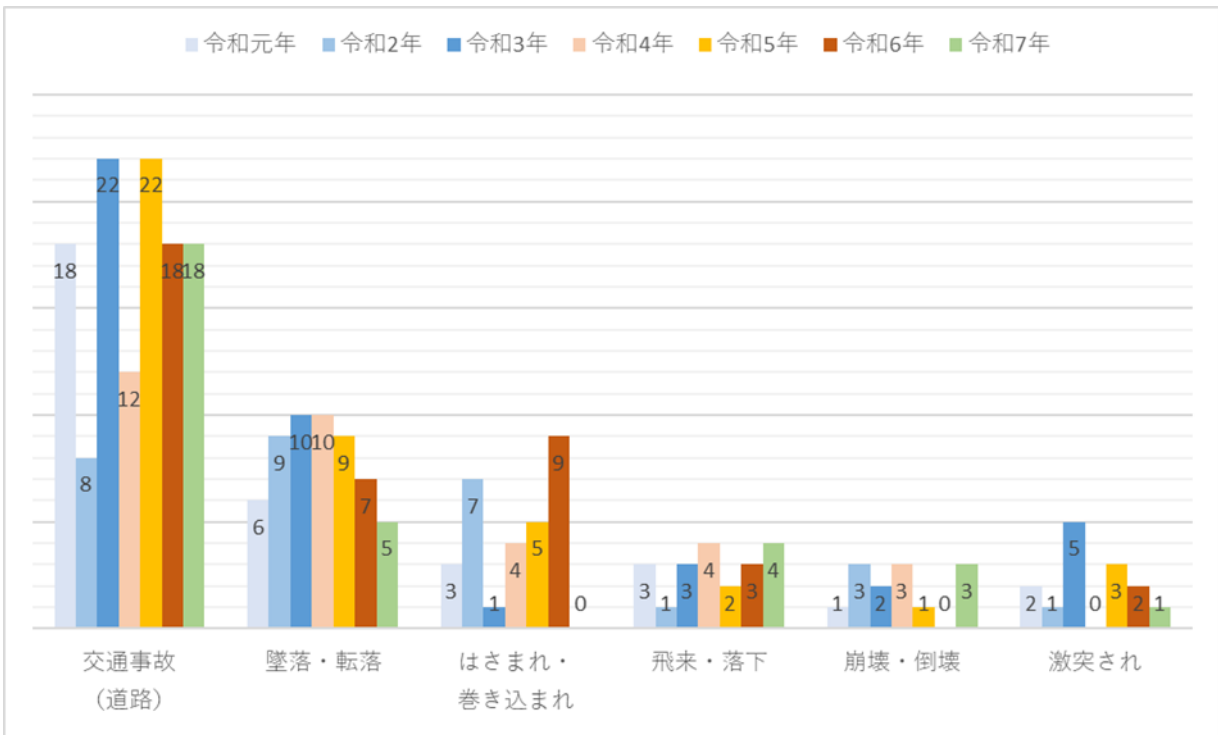
令和7年上半期の死亡災害は34人となり、令和6年上半期に比べて8人減少しました。令和5年、令和6年ともに上半期の時点で40人を超えていましたが、本年上半期においては死亡災害の過去最少を記録した令和2年とほぼ同水準となっています。

陸運業において多くの死亡災害が発生している主要な事故の型別の推移は表4、図2のとおりです。

表4 陸運業における事故の型別死亡災害の発生状況（1～6月期速報値）

年	交通事故 (道路)	墜落・転落	はさまれ・ 巻き込まれ	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され
令和元年	18人	6人	3人	3人	1人	2人
令和2年	8人	9人	7人	1人	3人	1人
令和3年	22人	10人	1人	3人	2人	5人
令和4年	12人	10人	4人	4人	3人	0人
令和5年	22人	9人	5人	2人	1人	3人
令和6年	18人	7人	9人	3人	0人	2人
令和7年	18人	5人	0人	4人	3人	1人

図2 陸運業における事故の型別死亡災害の推移（1～6月期速報値）



「はさまれ・巻き込まれ」は令和6年上半期に9人と前年同期に比べ急増しましたが、本年上半期においては0人となりました。一方、「交通事故（道路）」は前年から横ばいであり依然高止まりしています。また、令和6年上半期に0人に減少していた「崩壊・倒壊」が本年上半期は3人に増加し、主要な事故の型で唯一の増加となっています。

3 まとめ

令和7年上半期では、前年上半期に比べ死傷災害、死亡災害ともに減少しました。しかし、死傷災害では近年増加傾向が続いている「転倒」が本年も増加しており、死亡災害では「交通事故（道路）」が依然高水準で推移しているなど、本年下半期においても一層の労働災害防止の取組が必要です。

労働災害の増加に歯止めがかかるよう、当協会では全国における安全講習会の実施及び事業場の個別指導等を通じた労働災害防止対策に取り組んでいます。

会員事業場の皆様におかれましても、労働災害防止に向け、職場における安全点検の実施及び安全意識の高揚等各種労働災害防止活動に引き続きお取り組みください。

【熱中症対策シリーズ（最終回）】

熱中症を防ごう！（陸運業の対策）

災害事例・特徴とその対策(2)

本誌では陸運業に特化した熱中症対策について、4か月にわたって特集しています。
最終回の本号では、前号に引き続き令和6年5件及び令和5年1件の陸運業における熱中症による死亡災害を取り上げます。

事例 4

元請事業者敷地内での熱中症

～荷主等との連携強化を～

【災害の概要】

トラックの運転手が元請事業者敷地内でフォークリフトを運転中、急性心不全により死亡しました。

気温は35.7℃で、死因は暑熱環境による熱中症の疑いでした。

【この事例からの教訓と対応】

自覚症状が出たら、ためらうことなく申し出を

本件については、令和5・6年の熱中症による死亡者の6人中で唯一、緊急搬送されていない事案でした。つまり、初期症状の段階で放置されたままで、死亡に至らせないための適切な対応が講じられていませんでした。

陸運事業者は、関係労働者に対して、熱中症の自覚症状がある場合について、自己申告をためらうことなく早めに行うよう、日頃から周知しておきましょう。

実際には、元請事業者の敷地内ですから、自社の労働者が現場にいるとは限りませんので、付近にいる誰かに体調不良であることを伝えることが重要です。



荷主等との連携強化を

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場において、陸運事業者の労働者が反復・定例的に荷役作業を行う場合で、熱中症のリスクを伴うときには、対応手順や連絡先の共有化、作業場の環境改善、休憩設備の利用等についても協議しましょう。

そして、いかなる場合にも、「①体調不良の確認に加えて、②119番通報が必要かどうかの判断、③救急車が到着までの緊急身体冷却」などの対応が迅速にできるよう、予め要請しておく必要があります。

【参考】荷主等と陸運事業者の双方の措置義務

令和7年6月の熱中症に関する改正省令において、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる荷主等及び陸運事業者のいずれにも、体制整備、手順作成、関係者の周知についても措置義務が生ずることになりました。

事例 5

過酷な高温多湿の環境における熱中症 ～身体内部から深部体温を下げよう～

【災害の概要】

被災者は、派遣先事業場の倉庫内で自動車部品の詰め替え作業に従事していました。午後3時頃、休憩所で手の痙攣などが認められた後、屋外へ出て突然走りだし、転倒しました。口から泡を吹きいびきをかいている状態であったため、救急搬送されましたが、熱中症により死亡しました。当日午後3時の倉庫内は、気温39.3℃、湿度54%、WBGT値（暑さ指数）33.5と、高温多湿の作業環境になっていました。

【この事例からの教訓と対応】

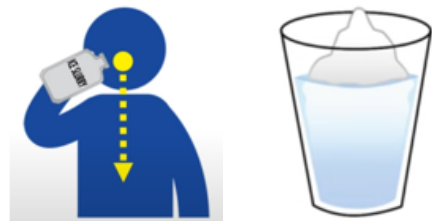
高温多湿な環境の危険性

本件については、事例1～6の中で最も高い気温の39℃で発生し、しかも体温を超えていました。そのため、身体から放熱がほとんど行えない、かつ、湿度も高い過酷な環境下であったと言えます。

また、WBGT値が28を超えると、熱中症発生率が急増すると言われていますが、33.5もありました。

深部体温を冷やそう

深部体温とは、脳や臓器など体の内部の温度をいい、40.5℃が30分以上続くと死に至るおそれがあります。深部体温を下げるためには、身体内部から冷却することができるアイススラリー（微細な氷と液体が混じり合った流動性のある氷飲料）の摂取が効果的です。



作業前に飲むだけで、あらかじめ深部体温を下げることができ、その後の体温上昇を抑制します。

アイススラリーの入手方法

アイススラリーは、市販品を購入するか、専用の冷蔵庫で作る方法があります。

市販品は、冷凍後に常温で飲み頃の柔らかさになるまで手で揉みます。

アイススラリー専用の冷蔵庫は、市販のペットボトル飲料などを一定時間入れておいて、取り出してシェイクするだけでアイススラリーを簡単に作ることができます。



事例 6

重量物取扱中の熱中症 ～冷却ベストの着用が効果的～

【災害の概要】

被災者は、顧客から引き取って来た空のガスボンベ（重量約50kg）を、トラックの荷台からプラットホームへ降ろしていたところ、突然気分が悪くなり、その場にゆっくりと倒れ込みました。

同僚らが救急要請しましたが、搬送先の病院において熱中症により死亡しました。当日は8月で、気温は32.6℃でした。

【この事例からの教訓と対応】**WBGT基準値**

WBGT値は、熱中症の危険度を判断するための指標で、その基準値は「身体作業強度の区分」と「暑熱順化者か暑熱非順化者か」によって定められ、基準値を超える場合には冷房等により何等かの措置を講じる必要があります。

この事例では、WBGT値は測定されていませんでした。しかし、重量物運搬の作業内容と発生が8月で暑熱順化をしていたと考えられることと、当日の気温から、おそらくWBGT値は基準値の26を超えていたことが予想されます。

作業をしながら体温を下げる冷却ベスト

ガスボンベ取扱いの作業は、複数人での作業等により身体作業強度を低下させることは困難です。また、WBGT値が高くなってくると、普段よりこまめに休憩をとり、水分と塩分を補給するだけでは、対策が十分とは言えません。

このような場合、作業をしながら体温を下げることができる「冷却ベスト（ペルチェベスト）」が効果を発揮します。これは、冷蔵庫と同じ原理で動作する冷却ベストで、電気を通すと冷たくなるペルチェ素子と呼ばれる特殊な素材を使用しています。なお、ペルチェベストの上に、空調服を着用することもできます。



これまで4回にわたり、陸運業における熱中症対策を紹介してきました。

今回の法令改正では、

- ・作業者が熱中症の自覚症状がある場合または他の作業者が熱中症の疑いを発見した場合、その旨を報告させる体制を事前に整備すること
- ・その内容について関係作業員へ周知すること

が義務付けされました。

これらは単なるルールの変更ではなく、従来の取組を一段階引き上げ、より実効性のある対策が求めています。「今年も例年どおり」で済ませるのではなく、「さらに一歩踏み込む」姿勢が重要です。

熱中症は「予防できる災害」であり、意識と行動の積み重ねによって確実に減らすことができます。

今年は記録的猛暑となり、今後も暑い日が続きます。現場全体で意識を高め合いながら、誰一人として熱中症で倒れることのない職場づくりを進めていきましょう。

【厚生労働省】

**長時間労働が疑われる事業場に対する
令和6年度の監督指導結果について**

厚生労働省は、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例等と共に公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった26,512事業場のうち、11,230事業場（42.4%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,464事業場（違法な時間外労働があったもののうち48.7%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 監督指導の実施事業場：26,512事業場
- 2 主な違反内容〔1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：11,230事業場（42.4%）
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5,464事業場（48.7%）
 - うち、月100時間を超えるもの：3,191事業場（28.4%）
 - うち、月150時間を超えるもの：653事業場（5.8%）
 - うち、月200時間を超えるもの：124事業場（1.1%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：2,118事業場（8.0%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5,691事業場（21.5%）
- 3 主な健康障害防止に関する指導の状況〔1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：12,890事業場（48.6%）
 - (2) 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,016事業場（15.1%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001527007.pdf>

昨年11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和6年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省は、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめました。

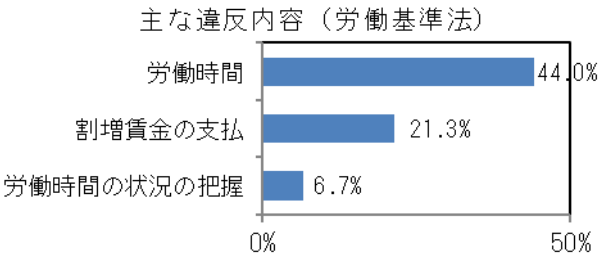
この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

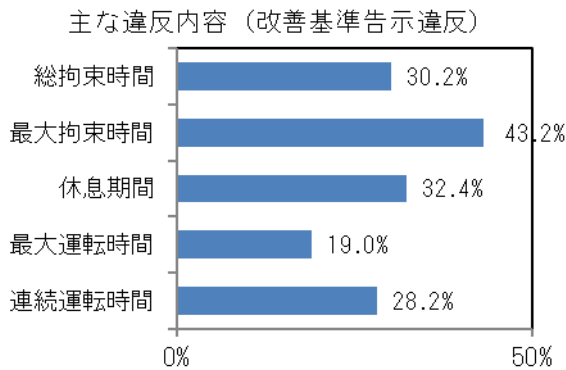
※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,424
労働基準関係法令違反事業場数	2,786 (81.4%)



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,424
改善基準告示違反事業場数	1,994 (58.2%)



(3) 過去3年間の監督指導状況

	令和6年	令和5年	令和4年
監督実施事業場数	3,424	2,928	3,079
労働基準関係法令違反事業場数	2,786	2,389	2,549
改善基準告示違反事業場数	1,994	1,706	1,790

(4) 監督指導の事例

長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

【労働基準監督署の指導等】

■ 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大127時間）が認められたため、是正勧告した。

■ 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えたトラック運転者に対し、当該 超えた時間に関する情報を労働安全衛生法に基づき通知していなかったため、是正勧告した。

■ 改善基準告示【旧告示】※¹に関し、①勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、②1か月の総拘束時間が労使協定の限度である320時間を超えていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていることが認められたため、是正勧告した。

■ 同一週内で日勤勤務と隔日勤務を併用し、頻繁に勤務態様を変えている状況が認められたため、労働者の生理的機能への影響に鑑み、勤務割を見直し、一定期間ごとに交替させるよう指導した。

■ 長時間労働の背景に、荷主に指定された時間に到着しても2～3時間の待機を強いられることが常態化しており、かつこれらに対する料金の上乗せを荷主に申し出てもらえず、標準的運賃※²を下回る料金しか支払ってもらえない状況

が疑われたため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を周知するとともに、中小企業庁に通報を行った。

【会社の対応】

- 受注件数が過大で長時間労働となっていたため、契約解除も含めた受注量の見直しを行い、長距離輸送のトラック運転者の労働時間を削減させた。
 - 日勤勤務と隔日勤務を1週間周期で交替していくよう勤務割を見直した。
 - 取引先との間で、長時間の荷待ちの実態を踏まえた価格交渉に取り組み、労働時間の削減に向けて話し合いを重ねた
 - 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、令和6年4月、拘束時間等の基準が改められました。このため、掲載した監督指導事例においては、改正前の改善基準告示のものを【旧告示】、改正後のものを【新告示】と付記しています。

※2 「標準的運賃」制度は、令和2年、トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標として貨物自動車運送事業法に基づき創設されました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示しています。

長時間労働の削減及び労働時間の適正把握等を指導

【労働基準監督署の指導等】

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示【新告示】に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下

回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。

- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

【会社の対応】

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
 - デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

2 送検状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、42件でした。

令和6年	令和5年	令和4年
42	45	44

- (2) 送検事例

違法な時間外労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

【捜査経過】

- トラック運転者の脳血管疾患に関する労災請求がなされたことを端緒にトラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施した。
- 調査の結果、長距離輸送を行っている

トラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり98時間、1日7時間）を超えて違法な時間外労働を行わせていたことが発覚した。

- 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告しており、法違反が繰り返されている実態が認められたため、送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び取締役について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

[違反条文]

労働安全衛生法第21条違反

トラックの荷台のシート外しの作業中、保護帽を着用させなかった疑いで、トラック事業者を送検

【捜査経過】

- 事業者からトラック運転者に係る労働者死傷病報告の提出があり、法違反の疑いがあったことから監督指導を実施した。
- 調査の結果、最大積載量が14 tの貨物自動車の荷台のシート外し作業を行わせるにあたり、労働安全衛生法により義務付けられた墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させるなどの措置を講じておらず、その結果、トラック運転者が荷台から転落して、重篤な後遺障害を引き起こしていたため、送検した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び実行行為者について
最大積載量が5 t以上の貨物自動車に荷を積むために、荷台のシートを外す作業を行わせるにあたり、墜落による危険を防止するため、保護帽（ヘルメット）を着用させなかったこと。

[違反条文]

労働安全衛生法第20条違反

労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

	令和6年	令和5年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	501	545	556
労働基準監督機関が通報を受けた件数	323	414	297

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

令和6年	令和5年	令和4年
119	96	88

3 厚生労働省の取組

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（次URL参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001529412.pdf>

知っておきたい腰痛の知識と対策

テラーメイド腰のクリニック（TMBC）院長

まつだいら こう
松平 浩

第2回 知っておきたい“ぎっくり腰”と“ヘルニア”の知識

今回は、突然の腰痛、いわゆる“ぎっくり腰”について、その対処法も含めてご紹介していきます。要所要所で「腰痛川柳」も登場しますので、楽しみながらお読みください。



“ぎっくり腰”になったら「まず安静！」…本当でしょうか？

まずは、歴史的な研究結果をご紹介します。今から30年前の1995年、世界的な医学誌『New England Journal of Medicine』に掲載された論文です。急性腰痛の患者を以下の3群に無作為に分け、治療効果を比較しました。

- ① 2日間、トイレ以外はベッド上で安静にした群
- ② 前後左右の方向に10回1セットで身体をゆっくり動かす運動を、理学療法士の指導で行った群
- ③ 安静にはせず、痛みの範囲内でできるだけ普段の活動を維持するよう指導した群

さて、どの群の経過が最も良かったと思いますか？

その結果、③の「できるだけ普段の活動を維持した群」が、痛みの持続期間、程度、仕事への支障や欠勤日数において、統計的に最も良好な結果となりました。一方で、①の安静群は最も成績が悪く、従来の「まず安静」という常識を覆すセンセーショナルな内容でした。

この結果を受け、21世紀に入り多くの国の

腰痛診療ガイドラインでは「2日を超えるベッド上安静は推奨されない」と明記されるようになりました。

○最初の一句

ぎっくり腰 安静長くて2日かな

さらに、腰痛患者に「心配させない」こと、つまり「安心感を与えること」が治療において非常に重要であり、“Stay Active（腰痛でもなるべく活動的に）！”が世界標準の合言葉となったのです。

○もう一句

腰痛は 動いて治せが 新常識

日本で行われた研究でも同様の結果が、私たちのチームが主導した研究でも同様の傾向が見られました。“ぎっくり腰”で医療機関を受診した患者について、「安静を指導された群」と「痛みの範囲内での活動を勧められた群」で、翌年の再発率を比較したところ、安静群は、活動群の3倍以上も再発リスクが高く慢性化や再発の頻度も有意に高いという結果が得られました（図1）。

○川柳

腰かばう 行為が再発 引き起こす

「くしゃみ」や「咳」には要注意！

ぎっくり腰や椎間板ヘルニアを防ぐために注意したい動作として、「くしゃみ」や「咳」が挙げられます。これらは瞬間的に腹圧を高め、腰への負担（＝「腰痛借金」）が一気に増えるため、ぎっくり腰や椎間板ヘルニアを引き起こす原因になります。

○川柳

これはだめ 瞬間的な 前かがみ

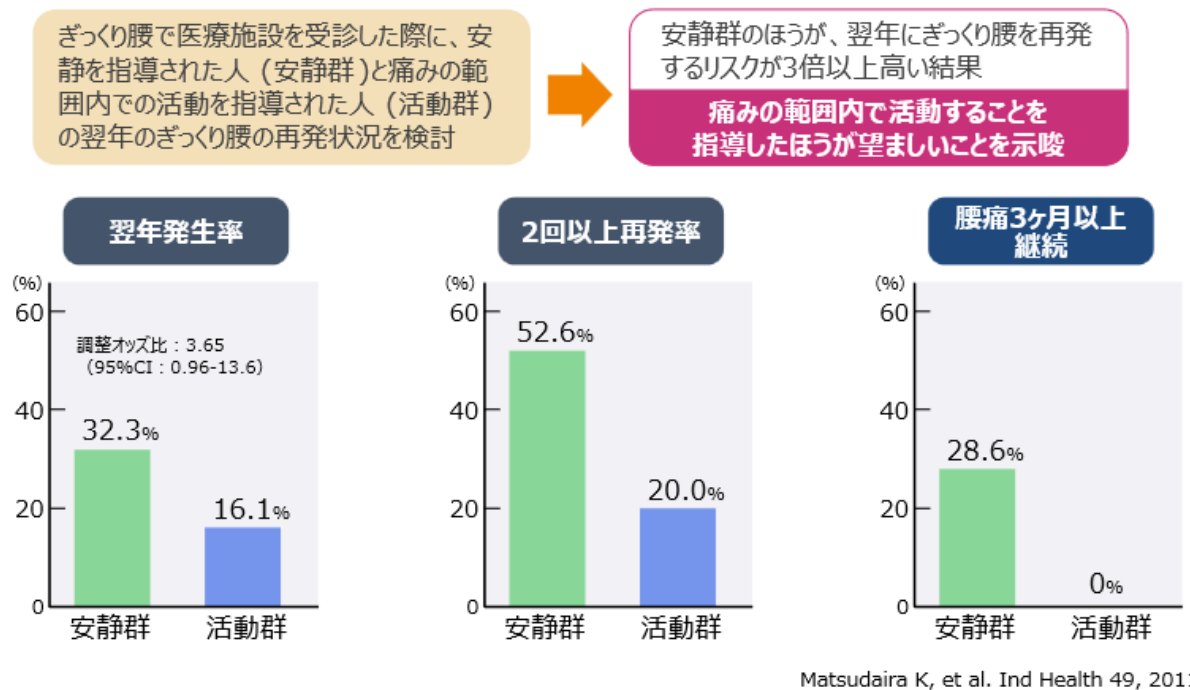


図 1

私たちが行った実験では、姿勢などの違いによる腰部負担を計測しました。

無防備にくしゃみをした場合

- 腰部への負担が非常に大きい
- 背すじを伸ばす or 机に手をつく
- 負担が大幅に軽減される

つまり、

立っているとき：

壁や机に手をつく・背すじを伸ばす

座っているとき：

机や膝に手をつく、

といった工夫が有効です（図2）。

前回の復習：「ハリ胸プリけつ」姿勢（図3）

腰痛予防の基本は、「体との距離を近づけて作業すること」です。物を持ち上げるときは、胸を張って（ハリ胸）お尻を突き出す（プリけつ）体の近くで持ち上げることを意識しましょう。

〇 川柳

胸張って 腰突き出して 脱！腰痛



図 2



図 3

ぎっくり腰になったときの応急処置（図4）

まずは数日間、鎮痛剤を服用するとよいでしょう。市販のロキソニンSなどで差し支えありません。その上で、図4の「裏技」も試してみてください。

ただし、腰を反らした際にお尻から太ももにかけて響くような痛みやしびれが出る場合

は、「椎間板ヘルニア」などの可能性があるため、整形外科への受診をおすすめします。また、痛みが改善しない・悪化する・鎮痛薬を飲んでもすぐにぶり返すようなら、圧迫骨折やがんの転移などの可能性もゼロではありません。早めの受診・検査が安心です。

Step 1 うつ伏せになって
深呼吸

ゆっくり深呼吸しながら、体をリラックスさせる

3分間深呼吸

Step 2 胸の下に
枕を入れる

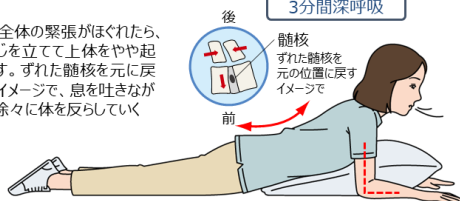
枕が手近にあれば胸の下に入れ、さらに3分間深呼吸を続ける。足は肩幅くらいに開き、下半身（特に尻から太もも）の緊張をはくす

3分間深呼吸

Step 3 ひじを立てて
ゆっくり体を反らす

体全体の緊張がほぐれたら、ひじを立てて上体をやや起こす。ずれた髄核を元に戻すイメージで、息を吐きながら徐々に体を反らしていく

3分間深呼吸

Step 4 腕を立てながら
さらに腰を
反らしていく

反らして5～10秒間保つ×10回

腕立て伏せのように腕を立て、息を吐きながら、イタ気持ちいいところまで、さらに反らしていく。おへそが枕から離れないように注意しながら、5～10秒間保つ。体をStep2の状態に戻し、ここまでの動きを10回繰り返す

Step 5 いけそうなら
もう少し反らす

ある程度反らせるようになったら、枕をはずし、腰の力を抜いて息を吐きながら、最大限にそった状態で5～10秒間保つ



この体操は多くの場合、腰を反らすときに痛みが一時的に強まり、うつ伏せに戻れば軽減するというパターンをとります。これは「続ければよくなる可能性が高い」というサインですから、安心して続けましょう。

このときは
中止！



Web記事



動画解説



図4

ところで、椎間板ヘルニアとは？

椎間板が飛び出して、典型的には坐骨神経のスタート地点の神経を刺激することで、お尻～太ももにかけて痛み・しびれが出る病気です。若年～中年層に多く、くしゃみ・咳や長時間座位で悪化しやすいのが特徴です。

セルフチェック法：椅子に浅く腰かけて、痛む側の脚を伸ばしたままゆっくり上げてみて、お尻～太ももにかけて痛みが出る場合、ヘルニアの可能性が高いです。

ヘルニアのリスク因子：長時間の運転など振動を受ける作業、時間に迫られる仕事環境、喫煙、肥満、太ももの裏側の筋肉（ハムストリングス）の硬さ（→骨盤が後ろに引かれて「ハリ胸プリけつ」がとれない）

ストレッチのすすめ：前号で紹介した「これだけ体操」（図5）に加えて、ハムストリン

グスのストレッチ（図6）を、運転や搬送作業の前後に取り入れましょう。

〇 川柳

腰痛の 予感がしたら ストレッチ&
セルフケア まずはこれだけ体操を！



図5

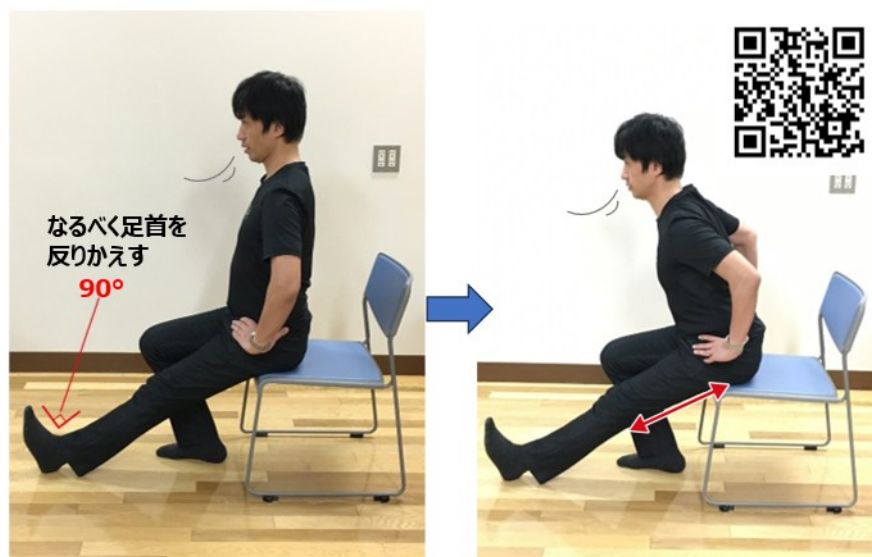


図 6

図 6 の説明 ハムストリングスのストレッチ法

- ①人差し指・中指を脚の付け根に添え、胸を張る（ハリ胸）
- ②片脚を伸ばし、かかとをつけて足首を反らす（つま先を天井に向ける）
- ③余裕があれば、体を前傾（丸めず、呼吸を止めずに胸を張った姿勢をキープ）

ヘルニアは自然に治ることも多い！

実は、腰椎椎間板ヘルニアの6割は自然に治癒します。とくに大きく飛び出したものほど吸収されやすいことが知られています。その場合、発症初期は強い痛み・しびれがありますが、1カ月ほどで改善の兆し、3カ月後にはほとんどの人が改善します（図 7：MRIでのヘルニア消失）。痛み・しびれが辛い場合は、神経痛用の鎮痛補助薬や神経ブロックが効果的ですが、手術が必要になったとしても近年は内視鏡による低侵襲手術が主流であり、通常入院は短期間で済みます。

なお、たとえMRIで小さなヘルニアが見つかっても、無症状の人は非常に多いという事実も知っておきましょう。

飛び出したヘルニアが3カ月後には消失

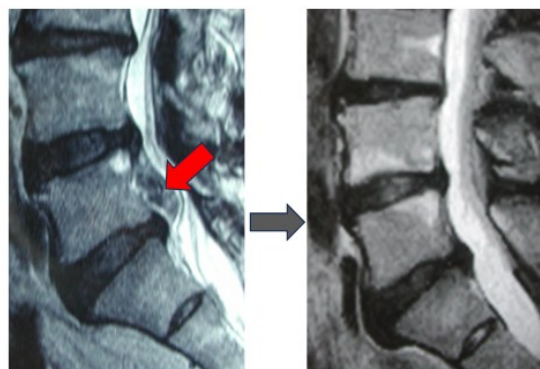


図 7

〇 最後の一句

ヘルニアが 画像に出ても 気にするな

おわりに

“ぎっくり腰”に関する正しい知識と、日頃からのストレッチで「腰痛借金」をためない

よう心がけましょう。痛みが出ても焦らず、“Stay Active！”の精神で乗り切ってください。

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士の

メンタルヘルス 2025

(第9回)

テーマ「「加齢」への気づきと心身の健康法、その3

セロトニンが減っている！！」 精神科医 夏目 誠

1 まず、事例から

47歳、運送会社課長の太木順二（仮名）さんからの相談です。

「最近、仕事への意欲が落ち、何をしても面白くありません。眠りも浅く、夜中に何度も目が覚めてしまい、とてもシンドイです。」

このような訴えから精神科産業医として、まず考えられるのは「うつ病」や「更年期障害」です。しかし仕事に大きな支障はなく、男性ホルモンの測定値も問題なし。つまり、うつ病や男性更年期の可能性は低いと判断しました。

では何が原因なのか。

40代半ばになると増えてくるのが、「幸せホルモン」と呼ばれる **セロトニン**の分泌低下です。

2 セロトニンとは？

産業医 : セロトニンって知っています？

大木さん : 新聞で見たことがあります。

産業医 : 少し専門的になりますが神経伝達物質です。セロトニンは怒りや不安などのマイナス感情を抑え、こころを安定させるのです。幸福感を得やすくなることで“幸せホルモン”とも呼ばれますよ。

脳の縫線核から分泌され、過剰な興奮や不安を抑え、心と体をリラックスさせます。さらに生活リズムや自律神経のバランスを整える役割も担っています。

大木さん : 大事なホルモンですね。

産業医 : それが40歳代半ばになると分泌が減少してきます。セロトニンは、図1のように太陽をあび、リズム運動をすれば分泌が良くなります。リズム運動には、歩く、しっかり噛む、深呼吸をするなどです。まず太陽をあびて散歩するのが良いでしょう。

大木さん : そうか、最近、太陽をあび散歩する時間がガクッと減っている…

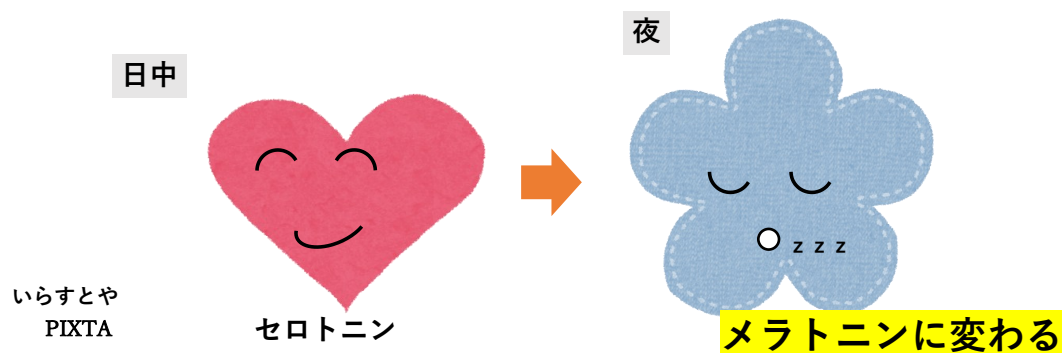
図1. セロトニン



3 セロトニンと睡眠

図2. グッスリ眠れますよ！

セロトニンから睡眠ホルモン・メラトニンが作られるから



産業医：「眠りが浅く、夜中に目が覚めるのは、図2のセロトニンからつくられる“睡眠ホルモン”＝メラトニンが減っているためです。」

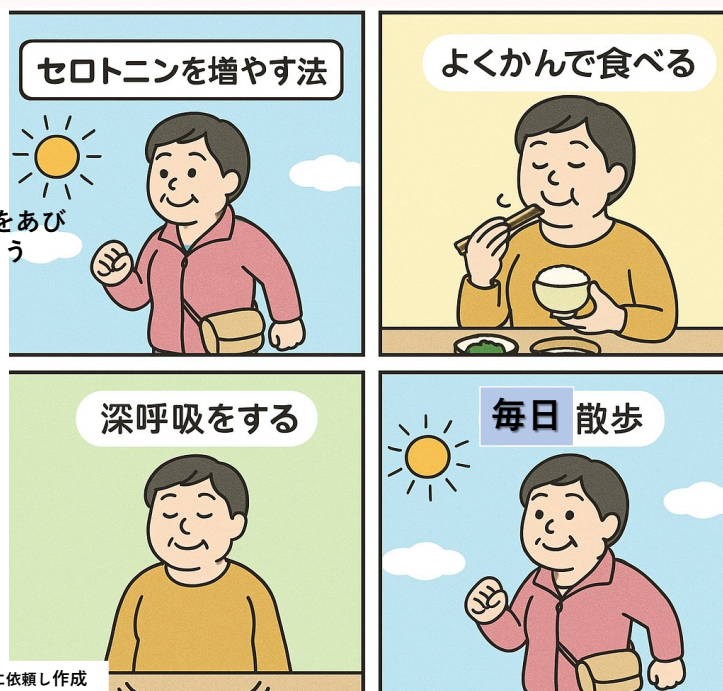
大木さん：えっ、セロトニンがメラトニンになるんですか？

産業医：そうなのです。セロトニンが十分に分泌されていれば、夜はメラトニンに変わり、深い眠りにしてくれます。逆に不足すると、睡眠の質が下がり、日中の疲れや意欲低下にもつながります。

この事例から分かるように、40歳代半ばからの不調は、「加齢に伴うセロトニンの減少」が背景にあることが多いです。

4 セロトニンを増やす方法

図 3



夏目がChatGPT-4oに依頼し作成

図3を参考に、毎日実行してください。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

本原稿は夏目が企画し、事例・構成・展開などを行い作成しました、説明やイラスト作成にChatGPT-4oの助力を得ています。

小企業無災害記録表彰〔令和7年8月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	中越テック株式会社 青森営業所	47名	令和4年1月4日～令和7年1月3日	青森県
第1種	太平陸運株式会社	12名	令和3年8月6日～令和6年8月5日	愛知県
第1種	株式会社オータカ流通 本社営業所	13名	令和4年1月18日～令和7年1月17日	愛知県
第1種	株式会社マルカワ	22名	令和4年4月1日～令和7年3月31日	愛知県
第1種	株式会社ツグリク	29名	令和3年12月7日～令和6年12月6日	愛知県
第1種	株式会社馬場運送店	10名	令和3年4月22日～令和6年4月21日	愛知県
第1種	株式会社SURPASS CARRY	11名	令和4年3月30日～令和7年3月29日	愛知県
第1種	株式会社HMカンパニー	9名	令和4年4月1日～令和7年3月31日	愛知県
第1種	株式会社ジュークエクスプレス	18名	令和3年8月24日～令和6年8月23日	愛知県
第1種	株式会社東海産業 武豊営業所	10名	令和3年7月9日～令和6年7月8日	愛知県
第1種	近藤運送株式会社 豊田営業所	12名	令和4年1月11日～令和7年1月10日	愛知県
第1種	美祢運送株式会社	10名	令和4年3月12日～令和7年3月11日	愛知県
第1種	西尾運輸株式会社 安城営業所	47名	令和3年1月7日～令和6年1月6日	愛知県
第1種	藤喜運輸株式会社	38名	令和2年10月21日～令和5年10月20日	愛知県
第2種	株式会社進栄	21名	令和元年5月7日～令和6年5月6日	愛知県
第2種	ARK運輸株式会社 名古屋営業所	10名	令和元年5月7日～令和6年5月6日	愛知県
第2種	ARK運輸株式会社 本社営業所	34名	平成30年12月13日～令和5年12月12日	愛知県
第2種	齋藤商事株式会社	13名	平成30年10月1日～令和5年9月30日	愛知県
第2種	紺野屋運送有限公司	10名	令和2年3月1日～令和7年2月28日	愛知県
第2種	株式会社LIMIT	11名	令和元年9月2日～令和6年9月1日	愛知県
第2種	株式会社KAREN	5名	平成31年3月1日～令和6年2月29日	愛知県
第3種	AZロジ株式会社 本社営業所	12名	平成28年12月1日～令和5年11月30日	愛知県
第3種	ファイズトランスポートサービス株式会社 東海営業所	13名	平成28年8月21日～令和5年8月20日	愛知県
第3種	池谷運輸株式会社 池部営業所	5名	平成28年8月17日～令和5年8月16日	愛知県
第3種	佐屋運輸株式会社	11名	平成30年4月1日～令和7年3月31日	愛知県
第3種	西尾運輸株式会社 本社営業所	20名	平成28年3月21日～令和5年3月20日	愛知県
第3種	株式会社成清トランスポート	18名	平成29年10月12日～令和6年10月11日	愛知県
第3種	日本陸送株式会社 豊橋事業所	19名	平成29年9月13日～令和6年9月12日	愛知県

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第4種	有限会社オワリ流通	14名	平成26年8月28日～令和6年8月27日	愛知県
第4種	有限会社サンケイエクスプレス 本社営業所	5名	平成27年4月1日～令和7年3月31日	愛知県
第5種	UNI-cast株式会社 中部営業所	20名	平成21年11月21日～令和6年11月20日	愛知県
第5種	株式会社杉孝 名古屋機材センター	12名	平成22年3月1日～令和7年2月28日	愛知県
第5種	トヨタ倉庫運輸株式会社 本社営業所	17名	平成21年6月1日～令和6年5月31日	愛知県
第5種	竹内運輸株式会社	8名	平成13年6月23日～平成28年6月22日	愛知県
第5種	株式会社ヨコタロジスティクス中京	12名	平成16年6月10日～令和元年6月9日	愛知県
第5種	有限会社水谷ケミカル	17名	平成22年2月1日～令和7年1月31日	愛知県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

小企業無災害記録証交付〔令和7年8月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
20年	ミツマル運輸有限会社	10名	平成13年1月21日～令和3年1月20日	愛知県
20年	竹内運輸株式会社	8名	平成13年6月23日～令和3年6月22日	愛知県
20年	株式会社ヨコタロジスティクス中京	12名	平成16年6月10日～令和6年6月9日	愛知県

小企業無災害記録証は、小企業無災害記録表彰第5種取得後も無災害を継続している事業場に対して、その実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図ることを目的として、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されるものです。

●申請方法

本表彰、本記録証の交付は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【環境省からのお知らせ】

絶縁油がPCBに汚染されている機器は、 法律により、令和9年3月末までに処分することが義務付けられています

環境省から、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の処分について、周知依頼がありました。
購入後30年以上が経過する古い電気機器等は、使用されている絶縁油に有害なPCBが含まれている可能性があり、令和9年3月末までに定められた方法で処分する必要があります。

これらを促進するため、令和7年4月から、低濃度PCB廃棄物等に対する分析、収集・運搬、処分に係る費用の一部を助成する制度がはじまっています。

会員事業場の皆様におかれては、下記を参照いただき、該当がある場合には、期限までに適切に処分されるようご協力をお願いします。

※ 低濃度PCB廃棄物については、環境省HPを参照ください。

(<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>)

※ 助成制度の詳細については、下記URLをご確認ください。

(<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>)

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されました（上位者の紹介）

安全作業の確立と労働災害防止の推進を目的とし、9月27日(土)・28日(日)中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）にて実施します「第40回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦を兼ねて、各都道府県支部において「フォークリフト運転競技大会」が開催されました。

各支部で8月1日から9月7日までに開催された大会の上位者をご紹介します。（敬称略）

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
北海道	一般	中澤俊光	石田理大			
	女性	土門有希子				
秋田県	一般	佐々木悠也	野村明正			
東京都	一般	小森貫太	瀧口岳			
石川県	一般	高木一誓	中島康人	能嶋秀幸		
福井県	一般	西出光宏	山尾剛史	佐部慎哉		
岐阜県	一般	水野和則	若山和也	川谷義孝		
	女性	吉田里佳				
静岡県	一般	平田有子	服部勇樹	斎藤雄也		
奈良県	一般	前坂雄一郎				
和歌山県	一般	岡寄喬也				
鳥取県	一般	徳永陸弥	市谷侑来	曾我部裕貴		
岡山県	一般	西山智也	藤原明広	宮西正規	高下紗江	田村貴弘
福岡県	一般	村瀬聡士	権藤雄介	眞鍋尚也	森山孔大	平田聖也
	女性	田代望				
宮崎県	一般	湊征一郎	寺原圭亮	長友翔矢		
沖縄県	一般	呉屋大介	金城莉玖	稲福隆晟		



北海道大会上位者の方々



秋田県大会上位者の方々



東京都大会上位者の方々



石川県大会上位者の方々



福井県大会上位者の方々



岐阜県大会上位者の方々



静岡県大会上位者の方々



鳥取県大会上位者の方々



和歌山県大会優勝者



岡山県大会上位者の方々



福岡県大会上位者の方々



宮崎県大会上位者の方々



沖縄県大会上位者の方々

【厚生労働省からのお知らせ】

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

～暑さ指数(WBGT)の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策にお取り組みください。

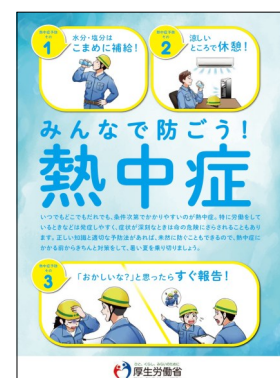
熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場の熱中症対策パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph04



パンフレット
みんなで防ごう！熱中症

令和7年11月13日(木) Gメッセ群馬にて開催 第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬

当協会では、第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を、厚生労働省、国土交通省、警察庁、群馬県のご後援をいただき、高崎市において開催いたします。

同大会は、陸上貨物運送事業における労働災害の防止と働く人々の健康の確保に向けた取組について決意を新たにし、なお一層の取組を誓い、もって業界の労働安全衛生意識の高揚を図ることを目的として、昭和41年から毎年開催しています。

陸上貨物運送事業は、物資の輸送を通して産業の基盤を支えており、ここに働く労働者の安全を図ることは極めて重要なことです。しかしながら、陸運業の労働災害は近年増加傾向が継続して懸念される状況にあり、国の第14次労働災害防止計画においても陸運業が業種別の重点取組の筆頭に位置付けられています。このため、死亡・死傷災害の多くを占める墜落・転落、はさまれ・巻き込まれなどの荷役労働災害防止、死亡災害の約4割を占める交通労働災害防止を重点に、事業場における労働災害防止活動の一層の活性化を図っていくなど、より積極的に労働災害防止活動に取り組むことが求められています。

こうした中、全国の会員代表が一堂に会し、陸運業における労働災害の現状を理解するとともに、陸運業に従事する労働者の安全と健康の確保を誓う有意義な大会となるよう準備を進めています。

本大会では、最近の労働災害の状況を踏まえた労働安全衛生行政の動向に関する講演や、安全衛生活動に熱心に取り組んでおられる事業場による事例発表とともに、特別講演として株式会社SUBARU 松浦 宗徳 様から、危険を察知して自動車を止める新技術アイサイトをテーマに「運転支援システム“アイサイト”の開発と今後」と題したご講演をいただきます。

陸運業関係者の皆様におかれましては、安全衛生活動の一層の充実のためにも、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

特別講演

「運転支援システム“アイサイト”の開発と今後」

株式会社SUBARU

ADAS開発部・次長 兼 A I S (高度統合システム) PGM・主査 松浦 宗徳 様

〔プロフィール〕

平成5年富士重工業株式会社(のちの株式会社SUBARU)入社。
後輪操舵システムやビークルダイナミクスコントロールの研究を得て、平成9年から予防安全システムの開発に携わる。

以来、28年にわたり歴代のシステム(ADA、アイサイト)の開発を得て、現在に至る。近年は、予防安全システムのみならず、車両のインフォテインメント・コネクテッドの開発にも携わっている。



【図書改訂のお知らせ】

**はい作業主任者技能講習テキスト
「はい作業安全必携」改訂のお知らせ**

令和7年9月1日、はい作業主任者技能講習テキスト「はい作業安全必携」の改訂版（改訂7版）を発刊いたしました。

今回の改訂は、令和7年4月に施行された労働安全衛生規則の改正の他、写真のカラー化、表現の変更等を行ったものです。定価につきましては、下記のとおり改訂6版と同額で頒布いたします。

はい作業安全必携 ーはい作業主任者技能講習テキストー（改訂7版）

定価
1,980円（税込）



はい作業安全必携
（改訂7版）

【図書改訂のお知らせ】

**「フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト」
改訂のお知らせ**

令和7年9月末、「フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト」の改訂版（改訂4版）を発刊いたします。

この度の改訂は、近年のフォークリフト、荷役設備、作業方法等の変化に対応するために行うこととし、大幅に内容を改めています。また、本文を4色で印刷し、文字、写真、図表等をカラーで掲載しています。

これらの改訂及び昨今の原材料の高騰などの事情により、定価について次のとおり改定させていただきます。改定決定に至る事情をご賢察いただき、ご了承くださいませようお願いいたします。

フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト（改訂4版）

定価
2,090円（税込）

【厚生労働省からのお知らせ】

**「働き方改革」新PR動画「くらし、はたらき、もっとススメ！」を公開
～自動車運転の業務に従事する皆さまの労働環境の改善に向けて制作～**

厚生労働省は、長時間労働の解消などによる労働環境の改善へ向け、運送業が抱える課題や、皆さまにご協力いただきたいことを知ってもらうため、「働き方改革」新PR動画「くらし、はたらき、もっとススメ！」を、ドライバー等の働き方改革総合サイト「はたらきかたススメ」にて公開しました。

新PR動画のほか、厚生労働省は、運送業等で働く方々の労働環境の改善に向けて、自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト等において法制度や取引ルール、働き方改革推進のための取組について紹介しています。

■ドライバー等の働き方改革総合サイト「はたらきかたススメ」（動画掲載先）

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

■自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

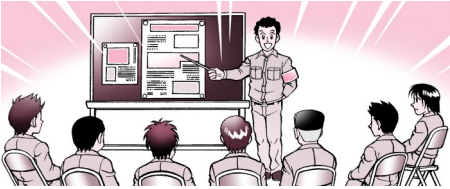
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

《厚生労働省補助事業》

陸運業の 安全衛生管理実務担当者研修

陸運業における労働災害を減らすためには、安全衛生推進者等が職務遂行に必要な知識を身につけ、事業場における安全衛生活動をリードしていくことが大切です。

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。



セミナーの内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

開催時間 13時30分～16時00分（休憩含む）

参加対象者 ・安全衛生推進者に選任されている方
・陸運業で主に安全管理を担う方
・今後、安全を担当する予定の方

受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

（本セミナーは、法令でカリキュラムが定められている安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育（初任時）ではありませんのでご注意ください。）

「陸運業の安全衛生管理実務担当者研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
青森	1月15日(木)	三八地区 研修センター	富山	10月27日(月)	富山県トラック会館 3階研修室	島根	9月22日(月)	くにびきメッセ 501大会議室
	1月16日(金)	青森県トラック協会 研修センター	福井	10月24日(金)	福井県トラック 総合研修会館	香川	10月9日(木)	香川県トラック総合会館
宮城	調整中	宮城県トラック協会	長野	11月6日(木)	長野県トラック会館	高知	9月19日(金)	シリーズ
山形	9月16日(火)	文化館「なの花ホール」	愛知	10月9日(木)	中部トラック 総合研修センター	福岡	10月7日(火)	福岡県トラック総合会館 402会議室
茨城	2月10日(火)	茨城県トラック総合会館	三重	2月19日(木)	三重県トラック協会 研修センター	長崎	10月29日(水)	長崎県トラック協会 研修会館
栃木	11月頃	調整中	滋賀	12月18日(木)	滋賀県トラック総合会館	熊本	9月24日(水)	熊本県トラック協会 研修センター旧館2階
埼玉	10月2日(木)	埼玉県トラック総合会館	奈良	2月19日(木)	奈良県トラック会館	大分	9月17日(水)	大分県トラック会館
東京	9月18日(木)	東京都トラック総合会館 4 階	和歌山	9月16日(火)	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	宮崎	9月19日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
神奈川	10月16日(木)	神交共ビル 会議室	鳥取	12月2日(火)	鳥取県トラック協会 3階研修室	沖縄	10月24日(金)	九州沖縄トラック 研修会館
新潟	11月27日(木)	新潟県トラック総合会館 502	記載のない府県は、開催済または日程調整中です。					

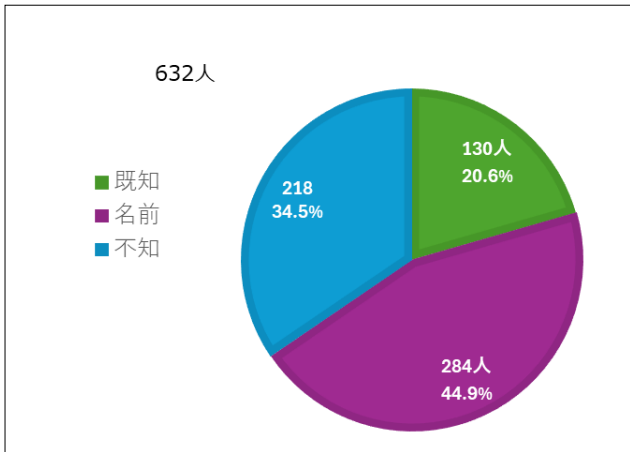
令和6年度厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン説明会 受講者アンケート結果

令和6年度厚生労働省補助事業として、当協会が開催した「荷役作業安全ガイドライン説明会」にて行ったアンケートの結果を取りまとめました。この説明会は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の教育カリキュラムに基づき開催したもので、令和5年3月に荷役ガイドラインが改正されたことを踏まえ、テールゲートリフターやロールボックスパレットについても解説を行いました。

全参加者722名のうち、634名（陸運業6割、製造業他4割）の方々から回答を得たアンケートの一部を紹介します。

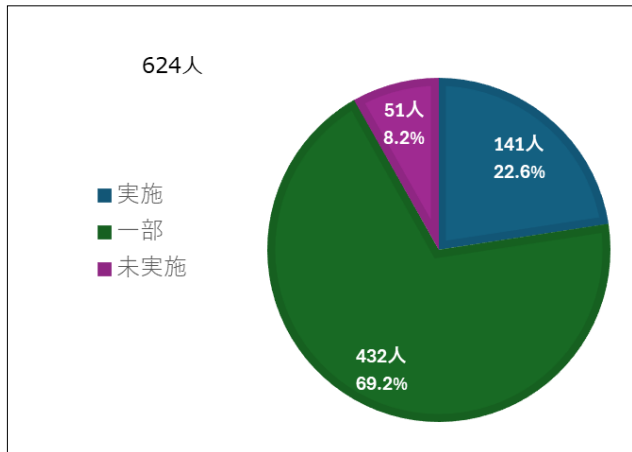
1 本説明会を受講する以前から、「荷役ガイドライン」をご存じでしたか？



名前だけ知っている及び知らなかったという方が、79.4%という回答でした。

荷役ガイドラインの認知度が未だに低く、一層その周知が必要という結果でした。

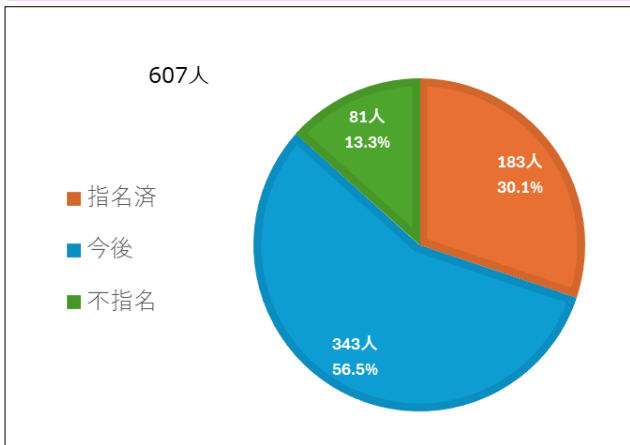
2 「荷役ガイドライン」に示された事項について、現在の実施状況は？



実施している事業場は22.6%、一部実施・未実施が77.4%であるという回答でした。

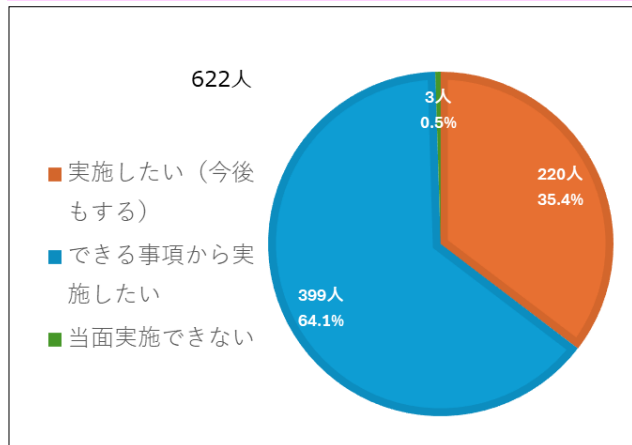
多くの事業場で荷役ガイドラインに示された項目について実施されていないという結果でした。

3 「荷役ガイドライン」に示された事項のうち、荷役災害防止のための担当者の指名は？



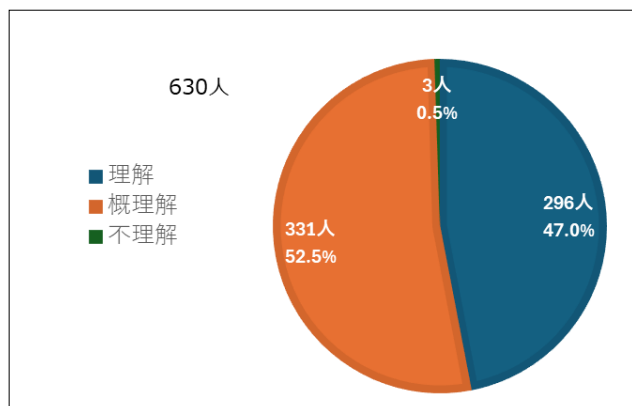
現在指名している方が30.1%と多くありませんが、今後指名するという方が56.5%となり、合わせて86.6%が担当者を指名すると回答しました。

4 「荷役ガイドライン」に示された事項の今後の実施について



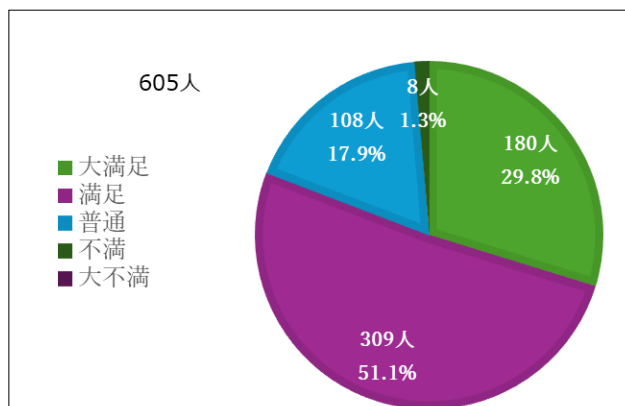
今回の説明会に参加された方のほとんどが、実施したい又はできる事項から実施したいと回答しました。

5 「荷役ガイドライン」について理解できましたか？



説明会に参加されたほとんどの方が、荷役ガイドラインについて理解できたと回答しました。

6 荷役ガイドライン説明会の満足について



今回参加された方の80.9%が満足と回答しました。

まとめ

荷役ガイドライン制定から10年以上が経過しましたが、依然として認知度は低く、今回の参加者の約8割がガイドラインで示された事項について「一部しか実施していない」あるいは「実施していない」と回答しました。

しかしながら、説明会終了後には、ほぼ全ての参加者が「実施したい」「できる事項から取り組みたい」と前向きな回答を寄せています。

この結果から、荷役ガイドラインの周知・理解促進に引き続き取り組む必要性が確認されました。

なお、参加者の多くがガイドラインの内容を概ね理解できたと回答しており、説明会として一定の成果を見ることができました。

荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の事業場となっていることから、荷主等において、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力することが必要とされています。

当協会では、「荷役災害防止担当者研修（陸運・荷主事業者向け）」並びに「荷役作業安全ガイドライン説明会」を各地で開催しています。

次頁に開催のご案内を掲載しておりますので、是非、多くの皆さまにご参加いただきたいと思いますと考えております。

《厚生労働省補助事業》

荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け） のご案内

厚生労働省が策定した荷役作業安全ガイドラインでは、荷役災害防止のための管理体制として、陸運事業者及び荷主等のそれぞれの事業場において、「荷役災害防止担当者」の指名とその担当者に対する荷役災害防止のための安全衛生教育の実施を求めています。また、その教育カリキュラムは、厚生労働省の通達として示されています。

当協会では本年度、この教育カリキュラムに準じた荷役災害防止担当者研修を以下の開催地で実施します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



内容

- ・ 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- ・ 荷役作業における労働災害防止対策
- ・ 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- ・ 荷主等と陸運事業者との連絡調整
- ・ 関係法令

開催時間 13時00分～17時00分（休憩含む）

参加対象者 陸運事業者及び荷主等事業場に属する安全担当責任者

受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

「荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
山形	11月18日(火)	山形県トラック総合会館	島根	10月24日(金)	くにびきメッセ 501大会議室
福島	2月13日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	山口	12月16日(火)	山口県トラック協会研修会館
群馬	11月21日(金)	群馬県交通運輸会館	徳島	1月9日(金)	徳島県トラック会館
神奈川	2月予定	調整中	香川	12月12日(金)	香川県トラック総合会館
新潟	9月25日(木)	新潟県トラック総合会館 502	愛媛	2月12日(木)	愛媛県トラック総合 サービスセンター
富山	11月21日(金)	富山県トラック会館 3階研修室	高知	10月17日(金)	セリーズ
福井	11月25日(火)	福井県トラック総合研修会館	福岡	11月10日(月)	福岡県トラック総合会館 402会議室
山梨	1月16日(金)	山梨県自動車総合会館4階	佐賀	10月14日(火)	公益社団法人佐賀県トラック協会 研修会館
長野	10月9日(木)	長野県トラック会館	長崎	11月26日(水)	長崎県トラック協会研修会館
愛知	11月27日(木)	中部トラック総合研修センター	熊本	1月14日(水)	(公社)熊本県トラック協会 研修センター旧館2階
滋賀	1月29日(木)	滋賀県トラック総合会館	大分	11月19日(水)	大分県トラック会館
京都	12月5日(水)	文化パルク城陽	宮崎	11月28日(金)	宮崎県トラック協会総合研修会館
兵庫	10月10日(金)	兵庫県トラック総合会館	鹿児島	2月4日(水)	鹿児島県トラック研修センター (とらんじえる)
和歌山	11月18日(火)	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	沖縄	11月21日(金)	九州沖縄トラック研修会館
鳥取	10月29日(水)	鳥取県トラック協会 3階研修室			

《厚生労働省補助事業》

荷役作業安全ガイドライン説明会のご案内

陸運業の労働災害の多くは、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。またその多くが、荷主等の事業場で発生している実態があります。

厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等双方の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者向け荷役作業安全ガイドラインの説明会を以下の開催地で実施します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

内容

- ・荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- ・荷役作業における労働災害防止対策
- ・荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- ・荷主等との連絡調整

開催時間 13時30分～16時00分（休憩含む）

参加対象者 陸運事業者の安全担当責任者等

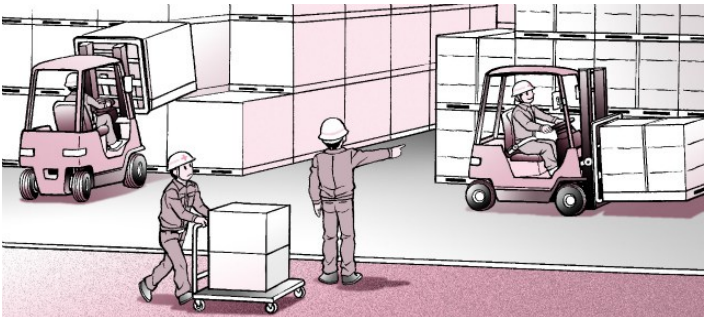
受講料 無料

受講証明 本説明会を受講された方には、受講証明書を発行します

問合せ先 陸災防 各都道府県支部

「荷役作業安全ガイドライン説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	10月23日(木)	北海道トラック総合研修センター	東京	11月頃予定	調整中
	1月末予定	函館地区トラック研修センター	新潟	12月11日(木)	新潟県トラック総合会館 502
青森	11月21日(金)	青森県トラック協会研修センター	愛知	10月29日(水)	中部トラック総合研修センター
	11月20日(木)	三八地区研修センター	三重	10月15日(水)	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター
岩手	11月25日(火)	岩手県トラック協会総合研修会館	大阪	10月15日(水)	大阪府トラック総合会館
宮城	2月頃予定	宮城県トラック協会	奈良	10月8日(水)	奈良県トラック会館
福島	1月29日(木)	福島県トラック協会 県中研修センター	広島	10月3日(金)	広島県トラック協会 東部研修センター
茨城	11月26日(水)	茨城県トラック総合会館			



主唱：厚生労働省／労働災害防止団体等

令和7年 STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。運送業における熱中症による死傷者数（速報値）は3年連続で増加しており、建設業、製造業に続き全業種のうち14%を占めています。また今年度は熱中症を重篤化させないための対策が罰則付きで強化されます。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

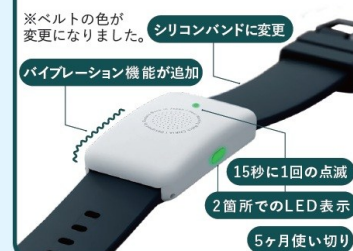
A 熱中対策ウォッチ カナリアPlus™

通常価格 6,228円 ▶ 大好評につき、今期分の販売は 円（税込）

“あなたが” 終了いたしました。

NEW

熱中対策ウォッチ カナリアPlus™の特徴



日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 Biodata bank

操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのまゝご使用いただけます。

02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要

ワンシーズンで使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

使い方



子どもから、お年寄りまで、人それぞれに潜む暑熱下でのリスクを、事前にお知らせします。

暑熱下でのリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、5ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。※数量に限りがあります。なくなり次第終了となります。

B マジクールEX

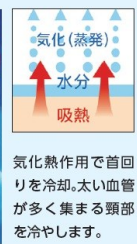
通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円（税込）

水を含ませて首に巻くだけで
冷感が長時間持続するネッククーラー

繰り返し使えるので
エコで経済的！

MAGICOOL®

●サイズ：H55×W570mm



熱中症対策のための「体制整備」、「手順作成」、
「関係労働者への周知」が事業者にも罰則付きで
義務化されました。（2025年6月より施行）

安全衛生ポスター
熱中症・現場対応

通常価格 330円 ▶ 会員特別価格 280円（税込）

安全衛生ポスター
熱中症・暑さ指数安全衛生ポスター
見逃さないで・熱中症

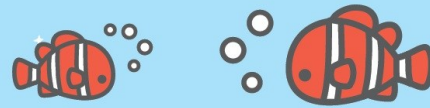
実践ポスター 熱中症・対策強化

通常価格 462円 ▶ 会員特別価格 392円（税込）

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品

令和7年 STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



G 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円 ▶ 会員特別価格 **94円** (税込)



中央労働災害防止協会 編
8頁 / 4色刷 **A5判**
熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるブレーキングの効果なども紹介。

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊！

発症時、
緊急時の
措置を確認！

H リスクを知って防ごう熱中症

通常価格 275円 ▶ 会員特別価格 **238円** (税込)



堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編
16頁 / 4色刷 **A6判**
現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。暑さ指数(WBGT)の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂 第4版

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2025

貴社名			
ご住所〒			
ご所属	ご担当者		
TEL	FAX		

品 名	No.	金 額 (税込)	数 量
A 熱中対策ウォッチ カナリア Plus		大好評につき、今期分の販売は終了いたしました。	
B マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円	
C 安全衛生ポスター 熱中症・現場対応	31942	330円 ▶ 会員特別価格 280円	
D 安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数	31910	330円 ▶ 会員特別価格 280円	
E 安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症	31892	330円 ▶ 会員特別価格 280円	
F 実践ポスター 熱中症・対策強化	31513	462円 ▶ 会員特別価格 392円	
G 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 会員特別価格 94円	
H リスクを知って防ごう熱中症	21630	275円 ▶ 会員特別価格 238円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 図書一冊のみを購入した場合	440円
② ポスター1枚のみをご購入の場合	880円
③ 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	990円
④ 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,870円
⑤ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上110,000円未満の場合	2,640円
⑥ 購入図書・用品の合計額が110,000円以上の場合	無料

※ 新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857
商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844

安全ポスターのご案内

トラックからの墜落・転落対策にご活用ください！



安全ポスター No.87

陸運業の死傷災害は、墜落・転落災害が最も多く発生しています。

この度、令和7年度陸災防安全衛生標語荷役部門優秀作品「気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット」をテーマとした安全ポスターを作成し、頒布中(価格210円(税込))です。

トラックからの墜落・転落防止対策に本ポスターをご活用ください！

品名：安全ポスターNo.87

価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

【陸災防協賛の安全運動】

秋の全国交通安全運動

令和7年9月21日(日)から30日(火)の10日間、内閣府、警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係157団体の協賛にて「令和7年秋の全国交通安全運動」が実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を運動の全国重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

また、9月30日(月)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。運動の詳細につきましては、次のURLからご覧ください（内閣府ホームページ）。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r07_aki/youkou.html





災害事例
と
その対策

荷の上部の作業では 適切な墜落防止対策と取付設備の確認を!!

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況をみると、墜落・転落による死傷者数が最も多い状況にあります。これらの労働災害を未然に防止するには、ドライバー等に作業時間の長短にかかわらず、墜落の危険性の低減を図るための安全対策を確実に行うように、実地研修も含めた安全教育の実施等で、危険感受性の向上を促すことが必要です。なお、高さ2m以上の箇所での作業では、要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用することが必要です。

- 1 事業の種類：道路貨物運送事業
（従業員数50人未満）
- 2 発生月時：8月中旬 午前10時30分頃
- 3 発生場所：荷主先敷地内の建屋
- 4 被災者：貨物自動車運転者
56歳 男性
経験年数 10年
- 5 傷病の程度：肋骨骨折、休業3か月
- 6 災害発生状況
 - (1) 被災者は単独で、平ボディのトラックの荷台に、フォークリフトにより台木を挟み3段に積み込まれた木材（加工材 幅36cm、長さ2.4m、厚さ6cm）を固縛する作業を開始した。
 - (2) 固縛は、ワイヤロープで固定する方法で行うため、荷台から高さ約2.2mに積み込まれた木材の上部を移動することとなるので、フルハーネス型墜落制止用器具を着用し、屋根の梁部に取り付けられた安全ブロック（水平移動用）に墜落制止用器具のフックをセットした。
 - (3) フックをセット後、運転席側から後方へ移動を開始したところ、突然、安全ブロックが水平に動かなくなり、胸部が墜落制止用器具の胸部ベルトに圧迫されて被災した。
 - (4) 被災後に事業者と荷主が確認したところ、屋根の梁部に錆等が生じており、安全ブロックを水平移動するための器具に不具合が生じていたことが認められた。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) 高さ2m以上の不安定な場所での作業であるにもかかわらず、事業者は明確な作業手順を何ら示しておらず、前任者等からの申し送りのみで作業が行われていたこと。
- (2) 墜落制止用器具及び安全ブロックの使用や点検方法等について、事業者が運転者に正しい知識を付与しないまま、高所における固縛作業などに従事させていたこと。
- (3) 建屋梁に取り付けられた墜落制止用器具の取付設備（安全ブロック）について、事業者は荷主の点検整備状況等を確認しておらず、また、作業開始前の点検も全く行わずに当該設備を使用させたこと。

8 再発防止対策

- (1) 荷主先での固縛作業等において、建屋等に取り付けられた墜落制止用器具の取付設備を使用する場合は、短時間であっても、事前に当該設備の点検を確実に実施しておくことが必要です。
- (2) 高所作業などの危険な作業に従事する労働者に対しては、社内で定めた作業手順による実地研修も含めた効果的な安全教育を継続的に実施して、安全作業の励行を図ることが重要です。
- (3) 単独による固縛作業等では、各労働者の危険感受性が欠かせません。その低下を防ぎ向上させるためには、一人KY活動等の導入を検討することも重要です。
- (4) 墜落制止用器具は、製造者が示した仕様に基づく適切な着用を徹底させることで同種災害を未然に防止することにつながります。

なお、墜落制止用器具の取付設備から地面まで6.75mを超える場合は、フルハーネス型を使用しなければなりません。

業種別労働災害発生状況（令和7年速報値）

令和7年8月7日現在

死亡災害						
	令和7年1月～7月 [速報値]		令和6年1月～7月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	363	100.0	366	100.0	-3	-0.8
製造業	62	17.1	68	18.6	-6	-8.8
建設業	120	33.1	120	32.8	0	0.0
交通運輸事業	6	1.7	3	0.8	3	100.0
陸上貨物運送事業	42	11.6	54	14.8	-12	-22.2

死傷災害						
	令和7年1月～7月 [速報値]		令和6年1月～7月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	64,612	100.0	65,548	100.0	-936	-1.4
製造業	13,086	20.3	13,299	20.3	-213	-1.6
建設業	6,455	10.0	6,807	10.4	-352	-5.2
交通運輸事業	1,673	2.6	1,564	2.4	109	7.0
陸上貨物運送事業	7,826	12.1	8,250	12.6	-424	-5.1

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年8月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和7年1月～7月	42	6	1	4	3	2	1	23	1	1
令和6年1月～7月	54	10	1	6	0	2	10	21	0	4
対前年増減	-12	-4	0	-2	3	0	-9	2	1	-3

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年8月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和7年1月～7月	7,826	2,077	1,674	437	363	174	428	739	424	4	1,259	247
令和6年1月～7月	8,250	2,174	1,552	602	359	192	441	829	411	7	1,432	251
対前年増減	-424	-97	122	-165	4	-18	13	-90	13	-3	-173	-4

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は42人となり、前年同月と比べて12人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が23人と最も多く発生しており、前年同月からは2人の増加となった。「崩壊・倒壊」は前年から3人の増加となっている。

[死傷災害]

死傷災害は7,826人となり、前年同月と比べて424人の減少となった。主な事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」（+122）、「交通事故（道路）」（+13）、「激突され」（+13人）が大きく増加している一方で、「動作の反動・無理な動作」（-173人）、「激突」（-165人）、「はさまれ・巻き込まれ」（-90人）が大きく減少している。

陸災防の動き

8月 ・北海道・東北ブロック自主事務局長会議 8月27日

陸運業 死亡災害の概要(令和7年)

令和7年8月7日現在
陸災防調べ

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
7年 6月 21日	交通事故(道路)	トラック	男性	45	貨物自動車運転者	15年	大型トレーラーの運転業務	被災者は、A市内からB市内へ大型トレーラー(最大積載量20t)による古紙運搬業務中、国道を走行し右カーブに差し掛かったところ、速度超過のため左側の路外に逸脱して横転した。被災者は、この勢いで助手席側の窓ガラスを突き破り運転席の外部へ投げ出され、車体の下敷きとなって外傷性ショックにより死亡したもの。
7年 6月 18日	2m未満からの墜落・転落	トラック	男性	60	貨物自動車運転者	20年	積荷の固定作業	市道に駐車した平ボディトラック(最大積荷重13.9t)の荷台において積荷の固定作業を行っていた被災者が、何らかの原因で積荷の固定に使用するチェーンブロック、ワイヤー、角材3本と一緒に地面に墜落し、脳出血により死亡したもの。目撃者なし。墜落箇所(高さ)は不明であるが、積荷の状態等から最大でも地面から192cmの位置から墜落したものと推定される。保護帽は用意されていたが、着用していなかった。
7年 6月 14日	交通事故(道路)	トラック	男性	26	貨物自動車運転者	5年	木材のチップ運搬	被災者がトレーラーで木材チップを国道を東に向かって運搬中、何らかの理由により橋の欄干に激突し、そのはずみで付近の2階建て倉庫に激突し、炎上した。被災者は、火災の鎮火後に死亡が確認されたもの。
7年 6月 12日	飛来、落下	金属材料	男性	59	貨物自動車運転者	14年	荷の固縛	不要品の回収のため、別会社の労働者が移動式クレーンを用いて不要品の荷(1.5t)をつり上げ、トラックの荷台に置いたのち、当該事業場所のトラック運転手がレバーホイストを用いて荷の固縛を行っていたところ、荷が落下し、トラックの運転手に接触した。荷の固縛方法が不適切であったことが原因と推定。
7年 5月 16日	崩壊、倒壊	地山、岩石	男性	64	運転者	32年		工場の土砂倉庫内において、被災労働者はホイールローダーを使用して、10tダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。当該10tダンプの出発後、被災労働者はホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認したものと推定されるが、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊して被災労働者が埋もれて窒息死したものであった。被災労働者がホイールローダーを降りたこと、及び土砂の高さが9mほど・角度が70°ほどで崩壊する可能性があったことが原因であると推定。
7年 4月 24日	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	男性	54	貨物自動車運転者	2年	不明	高速道路パーキングエリアからの合流地点において、側道から合流しようとした軽自動車と、被災者が運転するトレーラーが衝突し、トレーラーが横転して被災者が死亡したもの。衝突時、トレーラーが前方を走行していたタンクローリーにも衝突し、タンクローリーを運転していた労働者も被災した。
7年 4月 19日	交通事故(道路)	トラック	男性	28	運転者	5年	貨物自動車の運転	高速道路で、被災者の運転していたトラックが、渋滞していた車列に追突し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。追突したはずみで、合計4台が絡む玉突き事故となり、被災者が死亡したほか、3名が軽傷を負った。
7年 3月 8日	交通事故(道路)	トラック	男性	46	貨物自動車運転者	14年	自動車の運転	被災者は4tトラックを運転し、商品配送のため、A県の物流倉庫からB県の店舗に向かっており、高速道路(片側2車線)の追い越し車線を時速90km程度で走行していたところ、前方車両(砂利を積載していたダンプ)に追突し、死亡した。タコグラフによれば、事故直前まで定速走行していたとのことであり、居眠りの可能性は低い。前方車両の速度は不明である。
7年 3月 2日	2メートル未満からの墜落・転落	フォークリフト	男性	57	フォークリフト運転者	26年	ピッキング作業	オーダーピッキングトラックフォークリフトのフォークに乗せたパレットの上で荷を扱っていたところ、高さ1m58cmから墜落したものである。用途外使用をしたことが原因と推定。
7年 2月 4日	転倒(もつれ等)	起因物なし	男性	62	貨物自動車運転者	5ヶ月	駐車場内の徒歩での移動	被災者は、会社倉庫の駐車場で、定期便の業務を終えて戻ろうとしたところ、誤って足がもつれて転倒したものと考えられる。転倒した際、後頭部をアスファルトで打撲した。救急搬送され、入院加療していたが、死亡した。被災者に健康を増悪させるほどの長時間労働は認められず、発生場所についても転倒の原因となる床面等の環境の問題は認められなかった。
7年 1月 28日	交通事故(道路)	トラック	男性	74	運転者	20年	トラックの運転	被災者がトラックで住宅工事現場へ住宅用鋼材を運搬していたところ、道路が陥没しトラックごと墜落したもの。同年5月に救助されたが死亡が確認された。下水道管の破損に起因すると思われる道路の陥没が発生したことが原因と推定。
7年 1月 14日	交通事故(道路)	トラック	男性	61	貨物自動車運転者	10年	トラックの運転	国道でトラックを運転していたところ、道路左側の電柱をなぎ倒して沿道の民家に衝突し、頭部等を強く打ち死亡した。

熱中症予防ポスターのご案内

熱中症対策にご活用ください！

令和7年度安全衛生標語(健康部門)優秀作品

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

もしもの時は迷わず119番

通報先 電話 ()

通報先 電話 ()

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

熱中症予防ポスター

本年6月1日から義務化された熱中症対策措置の一つ、「緊急連絡網の作業員への周知」に活用いただけるよう、通報先記入欄を設けた「熱中症予防ポスター」を頒布中(価格210円(税込))です。

令和7年度安全衛生標語健康部門優秀作品「熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る」をテーマとしたデザインのポスターです。

熱中症対策、熱中症予防対策にお役立て下さい！

品名：熱中症予防ポスター

価格：210円（税込）

ご注文は、次のURLからお願いいたします。

https://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

気象庁は、本年夏の国内の平均気温が平年より2.36度高く、過去最高だった23、24年夏の1.76度を大幅に上回り、統計開始以降最も高い記録を更新したと発表しました。9月以降も厳しい残暑が続いており、毎日のように「熱中症警戒アラート」が発表されています。これからは全国的に平年より気温が高くなると見込まれていますので、引き続き熱中症対策に万全を期しましょう。

今月は全国労働衛生週間準備期間であるとともに、職場の健康診断実施強化月間でもあります。この機会に健康確保対策の実施状況の点検を行い、労働者の健康管理をはじめ心と体の健康づくりに積極的に取り組んでまいりましょう。

今月の表紙 温泉記号発祥の地「磯部温泉」
(群馬県安中市)

万治4(1661)年、農民の土地争いに対して江戸幕府が出した評決文に添えられていた絵図に、磯部温泉の場所を示す記号が描かれていました。これが日本最古の温泉記号とされ、磯部温泉は温泉記号発祥の地として知られています。

陸運と安全衛生 2025年9月号 No.680

2025年9月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))